

瀬戸市保育の必要性の認定に関する労働時間の下限を定める規則をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第35号

瀬戸市保育の必要性の認定に関する労働時間の下限を定める規則
子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1号
の市町村が定める時間は、60時間とする。

附 則

この規則は、子ども・子育て支援法施行規則の施行の日から施行する。